

土地改良工事積算基準（土木工事） 一部改正新旧対照表 令和8年5月1日から適用

改正後	現 行																
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>第6. 一般管理費等の内容</p> <p>4. 一般管理費率の補正 [削る。]</p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。<u>なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。</u></p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い <u>別表6の保証の方法ごとに定める補正值を別表4で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行った場合は、その率に別表6の補正值を加算して得た率とする。</u></p> <p>(3) 支給品等の取扱い 資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>第7～第10 [略]</p> <p>別表1 工種区分</p> <p>別表2・別表3 [略]</p> <p>別表4 一般管理費等率 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率 (Y_p)</td> <td><u>25.13%</u></td> <td><u>-5.21826 · log X_p + 60.08343</u></td> <td><u>10.63%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>別表5・別表6 [略]</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率 (Y _p)	<u>25.13%</u>	<u>-5.21826 · log X_p + 60.08343</u>	<u>10.63%</u>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>第6. 一般管理費等の内容</p> <p>4. 一般管理費率の補正 <u>(1)前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</u></p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い <u>前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正值を加えて得た率とする。</u></p> <p>(3) 支給品等の取扱い 資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>第7～第10 [略]</p> <p>別表1 工種区分</p> <p>別表2・別表3 [略]</p> <p>別表4 一般管理費等率 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率 (Y_p)</td> <td><u>23.57%</u></td> <td><u>-4.97802 · log X_p + 56.92101</u></td> <td><u>9.74%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>別表5・別表6 [略]</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率 (Y _p)	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802 · log X_p + 56.92101</u>	<u>9.74%</u>
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率 (Y _p)	<u>25.13%</u>	<u>-5.21826 · log X_p + 60.08343</u>	<u>10.63%</u>														
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率 (Y _p)	<u>23.57%</u>	<u>-4.97802 · log X_p + 56.92101</u>	<u>9.74%</u>														

土地改良工事積算基準（土木工事） 一部改正新旧対照表 令和8年5月1日から適用

改正後	現 行
<p>別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法 これら当該費用は「積算基準」別表1の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。</p> <p>1. [略]</p> <p>(1) 下記に掲げる費用は対象金額に含めない。 ア 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品） イ 上記アを支給する場合の支給品費</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3. [略]</p> <p>別表1～3 [略]</p> <p>別紙 運搬費の積算 [略]</p> <p>1. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 [略]</p>	<p>別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法 これら当該費用は「積算基準」別表1の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。</p> <p>1. [略]</p> <p>(1) 下記に掲げる費用は対象金額に含めない。 ア 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品）、<u>光ケーブルの購入費</u> イ 上記アを支給する場合の支給品費</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3. [略]</p> <p>別表1～3 [略]</p> <p>別紙 [略] 運搬費の積算</p> <p>1. 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 [略]</p>